

令和元年度「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和元年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて令和2年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意 見	措 置
1	通路に狭いところがあり、危険であることから改善措置を検討願いたい。	通路の狭い部分を解消し、改善措置を完了しました。
2	看守者席の椅子が古いことから、椅子を更新し、勤務環境の改善措置を検討願いたい。	看守者席の椅子を更新し、改善措置を完了しました。
3	被留置者に支給する食事の内容を向上させるよう食事に係る経費を引き上げるなど、改善措置を検討願いたい。	令和2年4月1日から、被留置者に支給する食事の経費を引き上げ、改善措置を完了しました。

令和3年4月
北海道警察本部留置管理課